秋田県ＰＴＡ安全互助会

平成27年度児童・生徒・ＰＴＡ総合補償保険のご案内

〔 学校契約団体傷害保険、 PTA団体傷害保険、 PTA賠償責任保険 （児童・生徒賠責） 〕

学校契約団体傷害保険（学校の管理下外のみ補償）

①学校の管理下外(注)の児童・生徒（小・中学生）のケガの補償

【保険金をお支払いする場合】

●児童・生徒（小・中学生）が学校の管理下外(注)で急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償します。

（注）学校の管理下外とは、「学校の授業中」、「在校中（校長先生が承認している場合に限ります。）」、「教育委員会等が行う教育活動行事に参加中（学校の教職員が引率する場合に限ります。）」のいずれにも該当しない間（ご家庭における間等）をいいます。

＜例＞ ◇ 自宅で遊んでいるうちにポットを倒してヤケドをした。 ◇ 路上で遊んでいて、急な飛び出しをして自動車にはねられてケガをした。
◇ 家族旅行中に、スキーをしていて転倒して骨折した。

●登下校中の事故のケガも補償します。

●入院保険金、手術保険金および通院保険金は、事故発生の日から起算して7日目以降において入院または通院している場合に支払われます。

※この保険は、傷害保険普通保険約款に学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）をセットしてお引受けします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。また、授業中・休み時間中・クラブ活動中は、学校の管理下にありますので、原則お支払いの対象となりません。

●故意または重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争等によるケガ

●脳疾患、疾病または心神喪失

●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間のケガ

●頸（けい）部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの

●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

●競技・興行（いずれも練習を含みます。）、試運転等のために自動車等の乗用具に乗っている間の事故 など

PTA団体傷害保険

②児童・生徒（小・中学生）およびPTA会員（父母会員、教師会員）のケガの補償

【保険金をお支払いする場合】

●児童・生徒およびPTA会員がご自身の所属するPTAの管理下(注1)においてPTA行事(注2)に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償します。

（注1）PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

（注2）PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催する、または共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則に基づく手続を経て決定されたものをいいます。

＜例＞ ◇ PTAが主催する講演会に参加中にいすが倒れてケガをした。
◇ PTA主催のバザーで出す食べ物を調理中にヤケドをした。
◇ PTA主催の労働奉仕活動中に車に接触してケガをした。

●PTA行事に参加するために自宅と行事会場との通常の経路を往復しているときのケガも補償されます。

※この保険は、傷害保険普通保険約款にPTA団体傷害保険特約をセットしてお引受けします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の給付対象となるケガはお支払いの対象となりません。

●故意または重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争等によるケガ

●脳疾患、疾病または心神喪失

●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間のケガ

●頸（けい）部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの

●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

●競技・興行（いずれも練習を含みます。）、試運転等のために自動車等の乗用具に乗っている間の事故 など

【お支払いする保険金】

	①学校契約団体傷害保険	②PTA団体傷害保険	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	80万円	110万円	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で死亡された場合
後遺障害保険金	障害の程度により 32,000円～800,000円	障害の程度により 44,000円～1,100,000円	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1,100円×入院日数（180日が限度）	1,500円×入院日数（180日が限度）	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
手術保険金	ア．入院中に受けた手術の場合 11,000円 イ．上記ア．以外の手術の場合 5,500円	ア．入院中に受けた手術の場合 15,000円 イ．上記ア．以外の手術の場合 7,500円	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合。
通院保険金	700円×通院日数（90日が限度）	1,000円×通院日数（90日が限度）	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合

＊死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して①の場合は80万円、②の場合は110万円が限度となります（①②の両方の保険金をお支払いする場合は、190万円が限度）。
＊入院保険金・通院保険金は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、お支払いしません。
＊手術保険金のお支払対象となるのは、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
＊①の入院保険金、手術保険金および通院保険金は、事故発生の日から起算して7日目以降において入院または通院している場合に保険金をお支払いします。

※ 各保険のお支払要件につきましては、秋田県PTA安全互助会または日新火災にご照会ください。

PTA賠償責任保険（この保険は賠償責任保険普通保険約款にPTA特別約款をセットしてお引受けします。）

③PTA主催行事の賠償事故の補償（ 学校・町内会等と共催して行った行事はお支払いの対象となりません。 ）

【保険金をお支払いする場合】

●PTA管理下(注1)における次の事由に起因して、偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与えた場合に、PTA（被保険者）が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。具体的には次のような事故が対象となります。

＜例＞ ◇PTA活動(注2)の遂行および所有・使用・管理する保険証券記載の施設に起因して生じた偶然な事故
◇被保険者が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（保管物）をPTA会員、児童・生徒が損壊、紛失し、または盗取された場合

（注1）PTA管理下とは、PTAの指揮、監督または指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒が PTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

（注2）PTA活動とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称は問いません。）に基づく正規の手続を経て決定された諸活動をいいます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

●保険契約者、被保険者の故意　●戦争、革命、内乱、暴動、労働争議等　●地震、噴火、津波、洪水または高潮
●自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任　●被保険者の占有を離れた財物、飲食物に起因する損害賠償責任　など
※その他にも保険金をお支払いできない場合があります。詳細につきましては、秋田県PTA安全互助会または日新火災にお問い合わせください。

④児童・生徒の賠償事故の補償

【保険金をお支払いする場合】

●PTAの管理下、管理下外を問わず、PTAの児童・生徒の行為に起因する偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与えた場合に、PTAの児童・生徒およびその親権者（被保険者）が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

【保険金をお支払いできない主な場合】

●保険契約者、被保険者の故意　●戦争、革命、内乱、暴動、労働争議等　●地震、噴火、津波、洪水または高潮
●被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任
●自動車、航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任　など
※その他にも保険金をお支払いできない場合があります。詳細につきましては、秋田県 PTA 安全互助会または日新火災にお問い合わせください。

【お支払いする保険金】

	③PTA主催行事の賠償事故		④児童・生徒の賠償事故
支払限度額	PTA諸事業に伴う賠償事故	借用物の損壊等による賠償事故	被害者に対して支払う損害賠償金、訴訟になった場合の費用等について1事故につき80万円を限度にお支払いします。
	対人賠償（他人にケガをさせた場合）1名につき3，000万円を限度、1事故につき3億円を限度とします。	保険期間中を通じ全体で500万円を限度とします。	
	対物賠償（他人の物を壊した場合）1回の事故につき200万円を限度とします。		

＜注＞
※1回の事故について、PTA（被保険者）に5，000円の自己負担額があります（③のみ）。
※借用物の損壊等とは、PTAが、その用具等を壊したり、盗難にあったりした場合の持ち主等への賠償損害をいいます。
※損害賠償金(注)については自己負担額を差し引いた額に対し、支払限度額の範囲内でお支払いします。
（注）被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定や被害者に生じた損害の額および過失の割合等に基づき決められます。この保険では、上記方法により決められた賠償金の額をもとに保険金をお支払いします。

※各保険のお支払要件につきましては、秋田県PTA安全互助会または日新火災にご照会ください。

PTA安全互助会年会費（保険料）・保険期間

安全互助会年会費（保険料）と内訳および保険期間は以下のとおりです。

年 会 費：800円（内訳：①～④までの補償保険料 645 円(注)、PTA 互助会費 155 円）

（注）この保険料は、児童・生徒数2万人以上の場合の保険料です。2万人を下回る場合は別途保険料をご案内いたします。

保険期間：平成27 年4月1日（午前0時(注)）より平成28 年4月1日（午後4時）まで1年間

（注）新規加入者の方の保険始期は、4月1日午前0時からとなります。継続加入者の方の保険始期は、4月1日午後4時からとなりますのでご注意ください。

その他（ご注意点など）

◇この保険は秋田県PTA安全互助会事務局を保険契約者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体が有します。

◇児童・生徒・保護者とも各学校PTAを単位として秋田県PTA安全互助会を契約者として一括加入となります。

◇事故にあわれたら、傷害事故の場合は事故の日から30日以内に、賠償事故の場合は遅滞なくお問合せ事務局経由にて日新火災にご連絡ください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、学校契約団体傷害保険およびPTA団体傷害保険には、被保険者（補償の対象となる方）に保険金を請求できない事情がある場合には、代理人の方（配偶者〔法律上の配偶者に限ります〕・3親等以内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へぜひお知らせください。詳細につきましては、日新火災にご照会ください。

◇この保険では保険会社がご契約者に代わり示談代行を行う「示談代行サービス」はありません。ご契約者（被保険者）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、必ず日新火災にご相談いただきながら、ご契約者（被保険者）ご自身で被害者との示談交渉を 行っていただくことになります。

◇学校契約団体傷害保険、およびPTA賠償責任保険につきましては、各PTA（学校）からご報告いただいた毎月の所定日における在籍児童・生徒数に基づき保険料の精算を行います。

◇事故によって被保険者が負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払を受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

◇PTA会員の個人情報に関して、秋田県PTA安全互助会と日新火災海上保険株式会社は契約の際には一切取得しません。しかしながら、事故のご連絡に際しては事務手続上必要な為、事故当事者である保護者・生徒とその親権者、またはPTA会員の氏名、住所、郵便番号、電話番号、性別、診断名を取得いたします。あらかじめご了承ください。

◇ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

◇このご案内はごく簡単な説明です。児童・生徒・PTA総合補償保険の詳細につきましては「PTA 安全互助会の補償内容と事務取扱いについて」をご参照いただくか、日新火災にご照会ください。

お問合せ事務局	引受保険会社および担当支店
秋田県PTA安全互助会事務局 〒010－0955 秋田市山王中島町1－1　秋田県生涯学習センター内 Tel 018－824－7938　Fax 018－824－7935	日新火災海上保険株式会社　秋田サービス支店 〒010－0001 秋田市中通4－5－2　明治安田生命秋田第2ビル4F Tel 018－837－5255　Fax 018－837－5277

（平成27年2月作成）（文書番号：1501－0035）